

10 特別認可学校規則にもとづく英吉利法律学校学則の認可

(明治二十一年五月)

(欄外注記1)

文部省
往復課 子総三三〇号

東京府

明治十九年八月廿五日及同年十一月廿九日付私立法律学校特別
監督ニ係ル訓令ハ自今渾テ廃止候条此旨相心得当該学校へ相達
スヘシ

明治廿一年五月四日

文部大臣子爵 森 有礼

(欄外注記2)

文部省
往復課 子専一七七号

東京府

明治廿一年五月
文部省令第三号特別認可学校規則ニ依リ其府下神
田区錦町貳丁目貳番地私立英吉利法律学校ノ学則ヲ認可候条此
旨心得ヘシ

明治廿一年七月十一日

文部大臣子爵 森 有礼

(欄外注記1)

「宿二六〇九」「五月五日一覽済」

(欄外注記2)

「宿五四四二」